



語られていない真実がある！ ～あなたの疑問・悩みを解消～

VI

Q.

第37回臨時大会の「規約諸規則の一部改正」と「組合基金の使用計画の大綱」について、組織破壊HP「真実の声」や一部地本の情報で掲載されていますが、職場の仲間から「主張が違うのでよくわからない」と言われます。

A.

中央本部は、第37回臨時大会で「組合基金の大綱」や「規約・規則の一部改正」について、明確に考え方を述べていますので記載します。職場で活用してください！

【組合基金の使用計画の大綱について(本部答弁要旨)】

第37回臨時大会の提起は、11月4日に全地本執行委員長会議を開催し、水戸地本は参加していないが11地本から同意を得られ満場一致で確認した。会議では、八王子の金井委員長から「財政が厳しいのはよく分かった。今後の運動も具体的に提起されるということか？」とあり、また東京地本の細谷副委員長から「運動面で制約でてくるという話で残すものは残した方がいい。業務課題を中心に。」と政策フォーラムのあり方など発言もいただき、本部が提起している政策フォーラムや研修のあり方などに至っている。全地本執行委員長会議は、前向きな発言をいただき有意義な議論ができた。このような経過から提案させていただいている。

経費削減で取り組んできたが、厳しい数字であり現実だ。しかし、一方において組織の強化・拡大という大きな課題とたたかいを実践しなければいけない。組織拡大が実現しなければ東労組運動を縮小するしかない。私たちが抱えている課題からして、それが今なのか。中央本部は、組織拡大のたたかいを全組合員で作りだす。組合基金を崩し、そのたたかいの財政保障を作りだす選択をした。組織拡大を絶対につくりだす中央本部の決意を12地本の組合員と議論していただきたい。

組合基金の大綱について、組合基金規則では「大会、または中央委員会の議決を経て定め、その運用業務については中央執行委員会の承認のもとに委員会が行う」とある。18春闘などは、組合基金規則第3条の(1)の争議行動と使用方法がハッキリしているため、組合基金運営委員会を経て、使用について大会で報告し、承認をしてきたが、今回は、そもそも組合基金の使用の方法が財政保障になるということ、更には15億円という大きな金額になることから、規則にそって大会で審議している。

真実を見極め、職場の仲間とともに議論しよう！